（業務の再委託）

第十八条　第一種登録船舶管理事業者は、船舶保守管理（船員に対する指揮命令を行うものを除く。）について、他の者に再委託することができる。この場合において、当該登録船舶管理事業者は再委託をした船舶保守管理に関する監督を行い、再委託を受けた者が、この規程の定めるところによりその業務を行うよう努めなければならない。

（権限の委任）

第十九条　この規程に規定する国土交通大臣の権限は、登録船舶管理事業者又は第三条第一項の登録を受けようとする者の本店又は主たる事業所の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。次項において同じ。）に委任することができる。

2　第十二条に規定する国土交通大臣の権限で登録船舶管理事業者の支店又は従たる事業所に関するものについては、前項に規定する地方運輸局長のほか、当該支店又は従たる事業所の所在地を管轄する地方運輸局長も当該権限を行うことができる。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○東北地方整備局告示第六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十日　東北地方整備局長　津田　修一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
北秋田市坊沢字横道街道下一番一三から大館市川口字隼人岱一六六番一まで	前	一一・六一～一一〇・〇六（一二・三七六キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　一一・六一～一一〇・〇六（一二・三七六キロメートル） B　一一・六一～二九八・九四（一四・四六三キロメートル）	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

○東北地方整備局告示第六十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十日　東北地方整備局長　津田　修一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	北秋田市脇神字菜岱四二番二五から同市脇神字藤株下岱二九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月二十一日

○東北地方整備局告示第六十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十日　東北地方整備局長　津田　修一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
宮古市田老字駿達五四番一から同市田老字向新田一七三番四まで	前	一四・〇〇～三五・六〇（四・一〇五キロメートル）	
	後	一四・〇〇～三五・六〇（四・一〇五キロメートル）	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十日　東北地方整備局長　津田　修一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	宮古市田老字駿達五四番一から同市田老字向新田一七三番四まで	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月二十一日

○東北地方整備局告示第六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十日　東北地方整備局長　津田　修一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
宮古市田老字向新田一七三番四から岩手県下閉伊郡岩泉町小本字長内無番まで	前	一三・六六～一七四・〇一（七・二二六キロメートル）	
	後	一三・六六～一七四・〇一（七・二二六キロメートル）	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十日　東北地方整備局長　津田　修一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	宮古市田老字向新田一七三番四から岩手県下閉伊郡岩泉町小本字長内無番まで	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月二十一日

○東北地方整備局告示第六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十日　東北地方整備局長　津田　修一